

WE ARE YOUR DOL



多様性、公平性、包括性、アクセシビリティ (DEIA) 事務局

米国障害者法に基づく通知

1990年米国障害者法（「ADA」）第2条の要件に従い、ニューヨーク州労働局は、そのサービス、プログラム、または活動において、障害を理由とする有資格者に対する差別を行いません

雇用： ニューヨーク州労働局は、雇用や雇用慣行において障害を理由とした差別を行わず、ADAのタイトルIに基づき米国雇用機会均等委員会が公布したすべての規制を遵守しています。

効果的なコミュニケーション: NY州労働局は、要請があれば、NY州労働局のプログラム、サービス、および活動に平等に参加できるよう、資格のある障害者に対して、効果的なコミュニケーションにつながる適切な補助およびサービス（資格のある手話通訳者、点字文書、および言語、聴覚、または視覚に障害のある方が情報やコミュニケーションを利用しやすくするその他の方法を含む）を提供します。

方針および手続きの変更： NY州労働局は、障害者がすべてのプログラム、サービス、活動を享受する平等な機会を確保するため、方針およびプログラムにあらゆる合理的な変更を加えます。たとえば、ニューヨーク州労働省の担当事務局では、一般的にペットの同伴が禁止されている場所でも、介助動物を連れてきた方を受け入れています。

NYS州労働局のプログラム、サービス、活動に参加するために、効果的なコミュニケーションについて補助的な援助やサービスならびに方針や手順の変更が必要な方は、NYS州労働局の多様性、公平性、包括性、アクセシビリティ事務局（(518) 457-1984）まで、できるだけ早く、予定されているイベントの48時間前までにはご連絡ください。

ADAは、NY州労働省に対し、そのプログラムやサービスの性質を根本的に変えたり、過度の財政的・管理的負担を課したりするようなことは要求しません。

NY州労働局のプログラム、サービス、または活動が障害者にとって利用がむずかしいという苦情は、NY州労働局の多様性、公平性、包括性、およびアクセス担当事務局、電話：(518) 457-1984までご連絡ください。

ニューヨーク州労働局は、一般に開かれているが車椅子を使用している人が利用できない場所からの物品の回収など、補助的な補助/サービスや方針の合理的な変更にかかる費用を賄う目的で、障害を持つ特定の個人または障害を持つ個人のグループに割増料金を課すようなことはしません。